

令和6年2月6日
みどり33推進担当部
みどり政策課

民有地における緑化助成制度の改正について

1 主旨

区では、昭和62年に生垣緑化助成制度を創設し、以後、屋上・壁面緑化やシンボルツリー植栽など助成対象を拡大させながら、世田谷らしいみどり豊かな住環境の創出に一定の成果を上げてきた。また、平成21年には事業用等駐車場の緑化助成制度を創設し、緑化されにくい駐車場に対しても、緑化に対する積極的な動機づけを行ってきた。

この度、民有地の緑化をより一層推進し、みどり33の実現とみどりの質の更なる向上に資するため、緑化助成制度の一部を改正する。

2 これまでの経過

昭和62年	4月	生垣緑化助成制度を創設
平成15年	4月	屋上緑化・壁面緑化を助成対象に追加
21年	4月	事業用等駐車場の緑化助成制度を創設
23年	4月	シンボルツリー植栽を助成対象に追加

3 現行の緑化助成制度からの主な変更点（別紙参照）

- 助成対象となる緑化施設の拡大
- 助成金の交付を受けられる対象者の拡大
- 生物多様性への配慮
- 助成金額の見直し

4 周知方法

区ホームページ、エックス（旧ツイッター）、区のお知らせ 他

5 参考資料

参考1 接道部緑化・屋上緑化等の緑化助成制度パンフレット（現制度）
参考2 事業用等駐車場の緑化助成制度の案内チラシ（現制度）

6 今後のスケジュール（予定）

令和6年	3月	世田谷区接道部緑化及び屋上緑化等整備助成金交付要綱の改正 世田谷区駐車場緑化の緑化造成助成金交付要綱の改正
	4月 1日	要綱の施行 及び 区民周知開始

別紙	現行の緑化助成制度からの主な変更点
----	-------------------

(1) 接道部緑化及び屋上緑化について

助成対象となる緑化施設の拡大

(生垣造成・植栽帯造成・シンボルツリー植栽)

- ・ 従来は接道部から奥行5 mまでが対象であるが、奥行6 mまでを対象にする。
- ・ 樹木や門柱を遮へい物の定義から外し、その奥の緑化も助成対象とする。また、塀などの連続した遮へい物がある場合でも、その遮へい物の2倍以上の高さの樹木を植栽する場合は、新たに助成対象とする。
- ・ 植栽帯にシンボルツリーを植栽する場合、従来は植栽帯造成とシンボルツリー植栽を重複して助成することはできないが、条件によりどちらも助成対象とする。
- ・ 従来は、草木の植え替えは対象外だが、既存の植物が枯損している場合や病害虫の著しい被害を受けている場合、倒木の危険性がある場合は対象とする。

(屋上緑化・壁面緑化)

- ・ 屋上緑化について、従来はプランター等の可動式植栽基盤でも1 m²以上の面積が必要であったが、1 m²に満たない場合でも、100リットル以上のプランターを2基以上設置すれば助成対象とする。
- ・ 植栽基盤等の設置については、一年草を植える場合でも助成対象とする。

助成金の交付を受けられる対象者の拡大

- ・ 土地、建物を所有していれば、賃貸を目的とした不動産業者等も対象とする。

生物多様性への配慮

- ・ 環境省の「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に掲載された外来種のうち一部について、助成の対象外とする規定を新たに設ける。

助成金額の見直し

- ・ 近年の物価高を鑑み、助成単価の一部を引き上げる。

(例) フェンス緑化：1千円/m 2千円/m

屋上緑化植栽基盤：20千円/m² (厚さ15cm以上) 30千円/m² (可動式以外)

シンボルツリー：(高さ1.5m以上2.5m未満)：12千円/本 15千円/本

- ・ 生垣造成における単価の上限は、従来は延長1 mあたりの単価であったが、改正により樹木1本あたりの単価とする。なお、生垣造成とシンボルツリー植栽の助成単価を統合し、高さ0.6m以上の樹木を対象とする。

(例) 低木：6千円/m 3千円/本

中木：12千円/m 樹高により8千円/本 又は 15千円/本

(2) 駐車場緑化の緑化造成助成金交付要綱について

接道部緑化及び屋上緑化等整備助成金交付要綱の改正内容と整合を図るため、助成対象となる緑化施設の拡大(単木でも助成対象とする) 助成金額の見直し等を行う。

ご活用ください 緑化助成制度

世田谷区では区制100周年を迎える2032(令和14)年にみどり率33%の実現を目指す『世田谷みどり33』の取り組みを進めています。身近なみどりの空間づくりに是非助成制度をご活用ください。

● 助成メニューは次の5つです ●



● 必要書類一覧

手続きの各段階でご用意いただく書類は次の通りです

	A 生垣造成・B 植栽帯造成・C シンボルツリー植栽	D 屋上緑化・E 壁面緑化
(1) 申請時 (手続きの流れ ④)	①申請書※ ②申請箇所案内図 ③計画平面図	①申請書※ ②申請箇所案内図 ③チェックシート※ ④計画平面図
(2) 完了時 (手続きの流れ ⑧)	④立面図 ⑤求積図(B 植栽帯のみ) ⑥工事見積書の写し	⑤断面図(D 屋上緑化のみ) ⑥立面図(E 壁面緑化のみ) ⑦求積図 ⑧工事見積書の写し
(3) 完了確認後 (手続きの流れ ⑩)	①完了届※ ②写真(工事前・後がわかるもの) ③領収書の写し	①完了届※ ②写真(工事前・中・後がわかるもの) ③領収書の写し
	①請求書・口座振込依頼書兼登録申請書※	①請求書・口座振込依頼書兼登録申請書※

※については所定の様式があります

● よくあるご質問

Q1. 生垣とシンボルツリー、植栽帯とシンボルツリーのように両方申請可能？

A1. 道路側から見て手前に遮へい物がなく、重なりがない場合、両方申請可能です

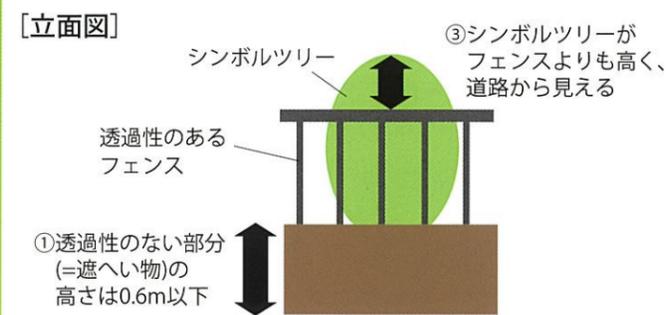
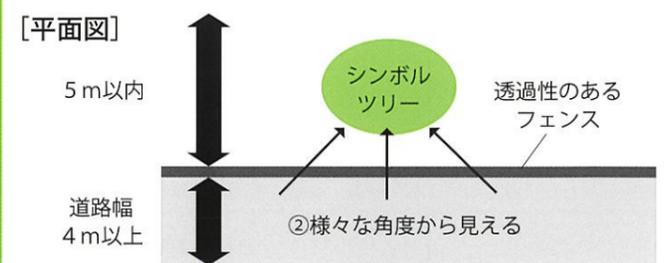


植栽帯にシンボルツリーを植栽する場合、植栽帯造成かシンボルツリー植栽、どちらか一方の申請が可能です



Q2. 道路側から見て透過性のあるフェンスのうしろにシンボルツリーがある場合、申請可能？

A2. ①道路とシンボルツリーとの間に樹木を含む透過性のない遮へい物がなく、②道路の様々な角度からシンボルツリー全体(植栽地面から0.6m以上の部分全て)が見え、③シンボルツリーがフェンスの高さを上回る場合、申請可能です



※様々なケースが考えられるため、詳しくは担当までご相談ください

● お問い合わせ先

世田谷区みどり33推進担当部 みどり政策課 みどり保全・創出担当
〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1(二子玉川分庁舎) 電話：03-6432-7905 FAX：03-6432-7989

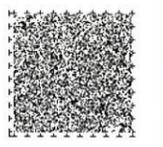
※ご案内は区ホームページにも掲載しています 2022(令和4)年12月発行

● 手続きの流れ

助成を希望する工事の着工前に申請手続きが必要です



制度の詳細は内面をごらんください



● 共通事項 表紙 A～E の 5 つの助成全てについて、以下をご確認ください

- 助成申請内容は工事開始前である (工事開始後や資材購入後の助成はできません)
- 申請者は次の項目には当てはまらない (当てはまる申請者は助成できません)
 - ① 公共的団体
 - ② 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例第 3 条の規定が適用される建築主
 - ③ 売買・賃貸等を目的とする建物の不動産業者や建築業者等
 - ④ 建築基準法その他の法令、条例等に違反する建築主

- 申請者は助成を申請する建築物等の所有者である
- 助成申請内容は世田谷区みどりの基本条例または東京都風致地区条例において定められた基準を超える部分
- 助成を申請する敷地で過去この助成を受けていない
- 助成を申請する箇所は建築物・工作物のひさし、または階段の直下等でない

※A 生垣造成、B 植栽帯造成、C シンボルツリー植栽を同一接道部に行う場合、いずれか 1 つが助成対象です
 ※遮へい物は樹木も含まれます
 ※請求書類は適用決定同年度 3 月中旬までに提出をお願いします

● 個別事項 それぞれの助成については以下をご確認ください

	A 生垣造成	B 植栽帯造成	C シンボルツリー植栽	D 屋上緑化	E 壁面緑化
助成条件	①これから新しく生垣等を作る場合、または既存のブロック塀等を取り壊して生垣等を造成する場合 ②造成する生垣等が幅4m以上の道路に面していること。または道路の中心線から2m以上セットバックした場所に生垣等を造成すること ③接道部から奥行5mまでの範囲で道路に並行して延長1m以上の生垣等を造成すること ④造成する生垣等の高さが0.6m以上で、樹木の葉が触れ合う程度に列植されること ⑤道路と生垣等との間に高さ0.6m以上の透過性のない遮へい物がないこと	①これから新しく植栽帯(花壇や植込地)を作る場合、または既存のブロック塀等を取り壊して植栽帯を造成する場合 ②造成する植栽帯が幅4m以上の道路に面していること。または道路の中心線から2m以上セットバックした場所に植栽帯を造成すること ③接道部から奥行5mまでの範囲で面積1㎡以上(植栽帯用縁石は除く)の植栽帯を造成すること ④植栽帯用縁石の高さが敷地地盤面から0.6m未満であること ⑤道路と植栽帯との間に高さ0.6m以上の透過性のない遮へい物がないこと	①これから新しくシンボルツリーを植栽する場合、または既存のブロック塀等を取り壊してシンボルツリーを植栽する場合 ②植栽するシンボルツリーが幅4m以上の道路に面していること。または道路の中心線から2m以上セットバックした場所から奥行5mまでの範囲にシンボルツリーを植栽すること ③接道部から奥行5mまでの範囲でシンボルツリーを植栽すること ④道路と植栽するシンボルツリーとの間に高さ0.6m以上の透過性のない遮へい物がないこと	これから新しく建築物の屋上(建築物の屋根部分または屋根のないバルコニー等の床面を含む)の全部または一部に植栽基盤(可動式植栽基盤の場合は容量が1基100L以上の安定的に設置できるもの)を1㎡以上整備して、樹木や多年草等を植栽する場合	①これから新しく建築物の外壁面(屋根のないバルコニー等の外壁面を含む)を多年生つる植物等で1㎡以上緑化する場合(植物の根による外壁面の浸食を防ぐため、フェンス等を設置して多年生つる植物の登はんを誘引する場合を含む) ②上記①に加え、多年生つる植物による緑化の場合は植栽基盤または補助材の水平方向の延長が1m以上で、植栽基盤または補助材の延長1m当たり3本以上の植物が植栽されること
助成対象経費	樹木等購入費、植栽費、補助材購入・設置費、ブロック塀等撤去費	植栽帯用縁石等購入・設置費、植栽帯造成費、ブロック塀等撤去費 ※植栽帯に用いる花苗や樹木等の購入費は対象になりません	樹木等購入費、植栽費、補助材購入・設置費、ブロック塀等撤去費	樹木等購入費、植栽費、植栽基盤購入費、植栽基盤造成費、灌水施設整備費、可動式植栽基盤(1基100L以上のプランターやコンテナ)購入費	樹木等購入費、植栽費、補助材購入・設置費、可動式植栽基盤(1基100L以上のプランターやコンテナ)購入費
助成単価	・低木(樹高0.6～1.0m未満)の生垣 1m当たり 6,000円以内 ・中木(樹高1.0m以上)の生垣 1m当たり 12,000円以内 ・竹(笹を除き、樹高1.5m以上)の生垣 1m当たり 12,000円以内 ・多年生つる植物等のフェンス緑化 1m当たり 1,000円以内 ・ブロック塀等の撤去 1m当たり 5,000円以内	・植栽帯用縁石の造成 1m当たり 2,500円以内 ・植栽帯の造成 1㎡当たり 6,000円以内 ・ブロック塀等の撤去 1m当たり 5,000円以内	・中木(樹高1.5m以上2.5m未満)の植栽 1本当たり 12,000円以内 ・準高木(樹高2.5m以上)の植栽 1本当たり 24,000円以内 ・竹(笹を除き、樹高1.5m以上)の植栽 1本当たり 4,000円以内 ・ブロック塀等の撤去 1m当たり 5,000円以内	・植栽基盤土厚15cm未満の場合、植栽基盤 1㎡当たり 15,000円以内 ・植栽基盤土厚15cm以上の場合、植栽基盤 1㎡当たり 20,000円以内	・植栽基盤面積または補助材面積のうち広い方の面積 1㎡当たり 10,000円以内
助成総額	A 生垣造成・B 植栽帯造成・C シンボルツリー植栽、あわせて 250,000 円まで			D 屋上緑化と E 壁面緑化、あわせて助成対象経費の 1/2 かつ 500,000 円まで	

※造成費用が上記金額以下になる場合は実費額を助成 ※延長や面積は小数点以下 2 桁を四捨五入した小数点以下 1 桁で計算 ※助成金額は 100 円未満を切り捨てます

緑化助成制度と併せてご利用ください

雨水浸透施設・雨水タンク設置助成

住宅への雨水浸透施設・雨水タンクの設置に助成制度があります。
 雨水浸透施設を設置すると大雨の際、お庭や道路の水はけがスムーズです。
 また、タンクに貯めた雨水は、植物の水遣り、庭掃除、災害時トイレ用水等として利用できます。

担当：土木部 豪雨対策・下水道整備課 豪雨対策担当
 電話：03-6432-7963 FAX：03-6432-7993

ブロック塀の撤去はこちらの助成も利用できます

ブロック塀等撤去工事助成

倒壊被害を防止するため、道路に面した安全性の確保できないブロック塀等の撤去に対する助成制度があります。

担当：防災街づくり担当部 防災街づくり課 耐震促進担当
 電話：03-6432-7177 FAX：03-6432-7987

事業用等駐車場の緑化をお考えの方はこちらを利用できます

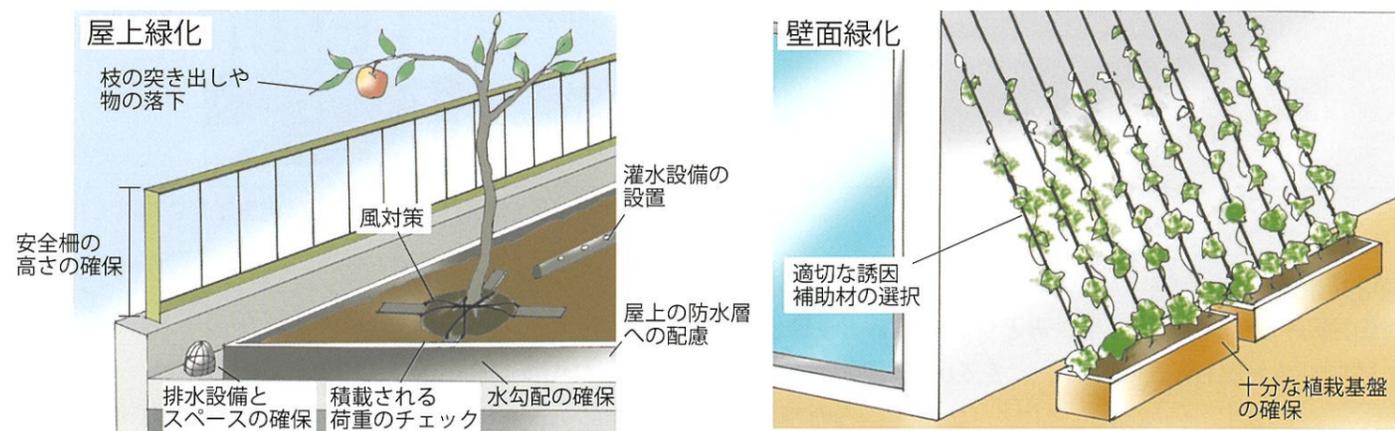
事業用等駐車場の緑化助成

建築物の敷地に含まれない駐車場で新しく緑化する場合に助成制度があります。

担当：みどり 33 推進担当部 みどり政策課 みどり保全・創出担当
 電話：03-6432-7905 FAX：03-6432-7989

● 屋上緑化・壁面緑化施工時の注意・検討項目

屋上緑化や壁面緑化を施工される場合、特に確認しておいた方が良い点についてまとめました。計画・施工をご検討の際は以下の点にご確認ください。



事業用等駐車場の緑化助成制度のご案内

世田谷区では区制100周年を迎える2032(令和14)年にみどり率33%の実現を目指す『せたがやみどり33』の取り組みを進めています。
身近なみどりの空間づくりに是非助成制度をご活用ください。

1. 対象駐車場

建築物(駐車場を管理する簡易な建物は除く)の敷地に含まれていない区内の駐車場

2. 対象者

対象駐車場の所有者または管理者(ただし、国、都及び他の地方公共団体を除く)

3. 助成内容

助成対象：下表の植栽等工事をこれから新しく行う場合の樹木等購入・植栽費、補助材購入・設置費、プランター等購入・設置費、植栽スペース造成に伴う舗装・ブロック塀等撤去費

助成金額：下表の通り。造成費用が下表金額以下になる場合は実費で、助成限度額は50万円

助成内容		助成単価
低木(樹高0.6～1.0m未満)の生垣	低木(樹高0.6～1.0m未満)を長さ1m以上、相互の葉が触れ合う程度に生垣状に植栽	1m当たり 6,000円以内
中木(樹高1.0m以上)の生垣	中木(樹高1.0m以上)を長さ1m以上、相互の葉が触れ合う程度に生垣状に植栽	1m当たり 12,000円以内
竹(笹を除き、樹高1.5m以上)の生垣	竹(笹を除き、樹高1.5m以上)を長さ1m以上、相互の葉が触れ合う程度に生垣状に植栽	1m当たり 12,000円以内
多年生つる性植物等のフェンス緑化	フェンス等の支持材を用いて、支持材延長1mにつき3本以上多年生つる性植物等を巻きつける	1m当たり 1,000円以内
高木(樹高4.0m以上)の植栽	高木(樹高4.0m以上)を植栽	1本当たり 24,000円以内
樹木や多年草の面的植栽(芝生を除く)	高さ0.3m以上の樹木を6本/㎡以上面的に植栽。 または高さ0.3m未満の樹木または多年草を16本/㎡以上(ただし、リュウノヒゲ、タマリユウ、セダム類は36本/㎡以上)面的に植栽	1㎡当たり 6,000円以内
5分張り以上の芝張り	芝生を5分張り以上で植栽	1㎡当たり 1,500円以内
プランター等(100L以上)の設置	容積が1基100L以上のプランター等を安定的に設置	1基当たり 6,000円以内
舗装等の撤去	緑化を目的として既存の舗装や縁石等を撤去	1㎡当たり 3,000円以内
ブロック塀等の撤去	緑化を目的として既存のブロック塀等を撤去	1m当たり 5,000円以内

工事の着工前に現地確認及び助成に関する申請が必要です

一定規模以上の駐車場の設置は「世田谷区みどりの基本条例」に基づく「みどりの計画書」の届出が必要です。この場合、「みどりの計画書」の届出及び緑化基準遵守が助成の要件となります

お問い合わせ先

世田谷区 みどり33推進担当部 みどり政策課 みどり保全・創出担当

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1(二子玉川分庁舎)

電話:03-6432-7902 FAX:03-6432-7989

